

## 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款31条に規定する会員について必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 会員とは、本会の趣旨に賛同し、定められた入会申込書を本会会長に提出し、承認を受けたものとする。

### (会員の種類)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員（市町村社協、社会福祉施設、社会福祉団体、民生委員・児童委員）
- (2) 賛助会員（企業、篤志家等）

### (会費)

第4条 会員は、別に定める会費を納入する。

- 2 会費は、毎年度の初めに納入する。但し、年度中途において入会した者については入会の際納入する。
- 3 納付した会費は、過誤納による場合を除くほか、会員がその年度の中途において退会した場合でもこれを返還しないものとする。

### (退会)

第5条 会員は、次の場合は退会したものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 解散または死亡したとき
- (3) 長期にわたり会費を滞納し、又は納入の意志がないとき

### (除名)

第6条 会員で本会の名誉を毀損し、又は趣旨に反する行為があったときは、理事会の承認を経て除名することができる。

### (実施事項)

第7条 本会は、会員に対し、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 本会の各年度の事業計画・報告、予算・決算の報告
- (2) 本会の発行する広報紙、及びパンフレット等の配布
- (3) 本会の発行する社会福祉関係資料の配布
- (4) 本会の実施する大会、研修等への参加、案内
- (5) その他必要な事項

### (委任規定)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 15 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別記)

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会会費収納区分

(年額)

種類	内 訳	金額	備 考	
普通会員	市 町 村 社 協	人口1人当たり 2円 (直近の国勢調査による確定人口を基準とし、千円未満は切捨てとする。)		
	民生委員・児童委員	1人当たり 200円		
	施 設	保育施設	民間 6,000円	
			公立 3,000円	
		母子生活支援施設	6,000円	
		入所施設(母子生活支援施設を除く)	毎年4月10日現在の入所定員 50人未満 6,000円	
			50人以上80人未満 9,000円	
			80人以上 12,000円	
		授産施設	毎年4月10日現在の入所定員 50人未満 6,000円	
	50人以上 12,000円			
医療保護施設	24,000円			
前記以外の施設	6,000円			
社会福祉団体	6,000円			
賛助会員		一口 5,000円		